

淀	025	大阪府大阪市 笠原 茂	個人
---	-----	-------------	----

1. 対象となる中間とりまとめ：3. 淀川部会中間とりまとめ(020514)

2. ページ：p. -2-18～ -2-21

3. 項目：3 - 4 環境 (1) 水量・水質・土砂等の適正化

4. 意見：

全体に、健全な「水循環」、土砂を含む「物質循環」の検討には、人と自然、人と人の係わりの歴史から学ぶ視点が必要であると思います。ここでは、「淀川部会中間とりまとめ」を対象に意見を述べます。

水源の確保にあたっては、地下水流動の評価が必要である。

「淀川水系流域委員会」は国土交通省の「河川整備計画」についての検討であり、地下水は対象としないのかもしれませんが、地下水系は水循環を検討するのに欠かすことのできない要素です。そして、流域全体の水循環を考えるならば、国土交通省の他に農林水産省、環境省、厚生労働省や自治体の行政レベルでの連携と合意、さらには、中・下流域両市民のコミュニティの交流ものとに形成された「整備計画」でなければ、「持続可能な社会づくり」にはならないと思います。これは、琵琶湖をめぐる水資源の対立の歴史をみても明らかなことです。

水は基本的に「降水→土壌水→地下水→地表水→海洋(→蒸発→降水)」という循環系を形成しています。河川は、この循環系のなかでは「地表水」にあたりますので、循環系の前後の地下水、海洋との関係を含めて考えなければなりません。

最近、森林のほかに水田も水源涵養機能、生物多様性の場として評価されています。さらに、森林など陸域から海域へ侵出する地下水が干潟、沿岸域の生態系保全に関与していることが注目されており、「漁民の森づくり」などの事業も実施されていることは、みなさん衆知のことと思います。

このようなことから、淀川流域における山地の涵養域から海域の流出域に至る浅層地下水、深層地下水の水循環のメカニズムをもとに、施策を検討しなければならないと思います。そうでないと、河川環境はよくなっても流域環境は改善されないことも考えられます。

なお、参考として熊本県白川流域で検討されている地下水問題解決策((財)熊本開発研究センター：2002)を、以下に紹介しておきます。

地下水を身近なものとして、大いに関心をもつこと(啓蒙運動) 節水にまさる対策はないこと(価格政策) 地下水を汚さないこと(地下水汚染対策・適正規模の下水道システム) 地下水をタダで利用できると思わないこと(自己負担の原則) 美しい地下水を新しく作りだすこと(自然を利用した造水)

土砂の循環系の再生は、不可能である。

健全な流砂系の再生は、自然の機能を再生することにつながり、必要であると思います。しかし、淀川流域では、土砂の循環系の再生は難しいのではないのでしょうか。これは、山地砂防、治山事業や河口閉塞による水害の歴史や現在の土地利用から考えられることです。

河川は山と海をつなぐ役割があります。その重要性と意味を理解し、「淀川水系流域委員会」がリーダーシップを取り、治山、農業、港湾、水産との連携によって新しい整備計画をつくるのが、流域単位で検討することの意味なのではないのでしょうか。これには、都市域を含む淀川での健全な流砂系のあるべき姿と、具体的な目標設定を示すことが必要であると思います。

底質の汚染は、負の遺産である。

最近、河川の底質汚染が進行しているように記載されていますが、現在の河川底質に含有される有害化学物質のほとんどは、過去の汚染の蓄積であり、負の遺産です。底質（底泥）は時間の経過とともに毎年少しずつ運ばれて堆積したもので、歴史性があります。

例えば、淀川流域で有害な重金属類の含有量が多いのは戦時中の軍事工場からの排出があった地区です。その後、戦後における除草剤などの農薬による有害物質の使用によるものや、高度経済成長期における汚濁負荷増大によるダイオキシン類などの有害物質蓄積の報告があります。

河川や沿岸域の生物多様性は、水質が浄化されても再生しにくい原因のひとつとして、汚染された底質の存在が考えられます。また、底質（水底の堆積物）がどうやって、どのくらいの時間を経てできたかのかを理解しないで、均一なものとして浄化対策を検討すると、時間と費用を要するばかりで成果があがらないことや、周辺環境への汚染拡大も懸念されます。このため、時間軸と移動性を考慮した汚染分布の把握とそのシステムの解明が計画検討項目として必要と思うのですがいかがでしょうか。

以 上

淀	026	大阪府狭山市 松下 宏幸	個人
---	-----	--------------	----

1、淀川部会

2、 -2-10 および 16、「高水敷の適正な利用について」以上に述べられていることについての意見。

私は、大阪自然環境保全協会の、自然観察インストラクターとして、1 / 月、淀川右岸の十三野草地区で、自然観察会のボランティアを、5 年前から続けております。

このあたり、冬場にはカモ類を中心とした、数十種類の野鳥が集い、ハヤブサ、チュウビといった猛禽類も飛来します。また、干潮時に出現する干潟には、数種類のカニ類が生息し、ハマガニなど、希少種も見られます。

野草地区には、トノサマバッタ、マツムシ、カンタンなど、多くの昆虫が見られ、さらに、梅雨の時期に出来る水たまりには、コガムシなどの水生昆虫、ホウネンエビ、カイエビといった、水田生の生物も見られます。

シマヘビ、クサガメといった爬虫類、イタチなどの哺乳類も生息します。これら多くの生物が生息できる自然環境が、梅田と十三の繁華街の間に残されていることは、きわめて貴重なことといえます。

聞くところによれば、ここの野草地区をも、グラウンドにして欲しいという要望もあるようですが、どうかそのような暴挙だけは止めていただきたい。

豊かな自然とは、遠くにあるものでなく、こんな足元にもある、ということを、伝えていくためにも、ここの自然を守っていただきたい。

ついでながら、その下流側に設けられている、「摘み草園」なるものは、無用のものと考えます。本来、そこにはない園芸植物を植えることは、花粉媒介昆虫を野生植物から奪い、受粉が出来なくなる恐れが出てきます。また外来帰化植物の逸出を招き、その生態系を崩してしまう可能性があります。

以上の点から、いわゆる「公園」化も避けていただきたい。

繰り返しますが、梅田と十三の繁華街の間に残されているこの地区は、野生生物にとっては都会という砂漠に出来た、オアシスといって過言ではありません。

全	027	徳山ダム建設中止を求める会 近藤 ゆり子	NPO 等
---	-----	----------------------	-------

先日、関西の知人から「淀川水系流域委員会中間とりまとめ」の冊子が送られてきました。読ませて頂いて大変励まされました。

河川について私たちが日頃から考え、感じていることを明快に語ってくれた、という思いです。整備計画の方向性（特に利水、治水・防災、環境）、計画策定のあり方、整備計画推進のあり方についての提言は全国の河川に応用できる普遍的なものです。

徳山ダムは木曽川水系水資源開発基本計画に位置づけられたダムですが、1970年代初期の水需要予測は現実とかけ離れており、2007年完成後も水が使われるあてが全くないダムです。それなのに「水資源開発計画は超長期的に考えなくてはならないもので、（何十年か先の）将来に必要なともしれない」「近年渇水が問題になっている」として建設が強行されています。しかし「『使いたいだけ使える量を供給する』『渇水は絶対に避ける』ことを前提に、需要側からの要請に応じ、積み上げ方式に基づいて行われてきたこれまでの水資源開発から、利用できる水は有限であることを認識し、節水行動を進め、渇水のある程度受容することによって、流域全体の水需要そのものの管理へと転換する」（- 1 - 8）方向に向かえば、徳山ダムが必要ないことはもちろん、長良川河口堰のゲートを上げることもできます。

地元自治体では「揖斐川の安全のために徳山ダムは必要不可欠」と住民に説明しています。しかし揖斐川最上流部の巨大ダムでは水害は防げないと私たちは感じています。「徳山ダムが完成すれば揖斐川は安心」「徳山ダムが出来る前には何の対策もとれない」とする行政の怠慢が、過日の6号台風での浸水被害をもたらしたと思います。「ダムによる洪水調節は、自然環境を破壊する恐れが大きいため、原則として採用しない」（- 2 - 11）「ダムは、川の持つ上下流の連続性を大きく損なうものであり、またいったん建設されると、その環境等への影響は極めて大きくかつ不可逆的で、短期にそれを解消することは不可能である。そのため、既存のダム・貯水池についてあらためて検討するとともに、計画・建設中のダム・貯水池については・・・見直しを行うこと」（- 1 - 15）という考え方が全国の河川に広がることを願っています。

こうした提言をまとめて下さった流域委員会の委員の方々に敬意を表するとともに、答申の内容が、全国の河川で少しでも早く実現することを願ってやみません。

委	028	大阪府茨木市 多本 恵俊	個人
---	-----	--------------	----

委員会中間とりまとめに対する意見

「1.現状とその背景」において貴委員会が、近代河川工法・河川行政の問題点を十分に抽出されており、また、これまでの行政内部で閉じていた河川行政とは異なり、幅広く市民からの意見を募集されておられることに感謝しております。以下に意見を述べます。

ダムという巨大なコンクリートの川を堰き止める構造物はもはや不要と考えます。水没する場所は総じて里山の環境を残すところであり、生態系の豊かな憩いのある場所です。さらに、ダムのための道路の付け替えや代替地の造成など、「環境に及ぼす影響は少ない」と結論付ける環境アセスメントは人間の思い上がりといえぬと思います。

「一度決定された計画を変更しない硬直的な川づくりから、・・・適宜見直しを行っていく柔軟な川づくりへ」(p5) 転換し、「計画中、建設中のダム、および既存のダムについて、・・・見直しを行う」(p15) べき時だと思えます。これは淀川水系として国土交通省所管ダムのみならず、大阪府が進めている安威川ダムももちろん、その対象として検討に加えていただき水系一体としての議論を進めていただきたいと思えます。

「子供達が川に親しみ、川に学ぶ機会の創出は重要である」(p14) という考えに全く異存はありません。昨年度から「安威川の自然を守るネット」では自然観察会を実施しています。飛来する鳥類、河川敷の植物や川の中の魚類・水生生物など幅広く子ども達が川を身近に感じることが出来るようなプログラムに取り組んでおります。安威川の中流域はコンクリート張りで排水路のようになってしまっていますが、そのような中でさえ子ども達の自然に対する好奇心は大きく、のびのび振舞うさまは、このような機会がとても少ないのではないかと、思わずにはいられません。水源となる森林から発し里山を流下する河川がダムに堰き止められることなく豊かな自然を残し、いつもその川に接することができるような施策が実施されることを願っています。

以上意見いたします。よろしくお願いいたします。

淀	029	大阪府河内長野市 下川 智美	個人
---	-----	----------------	----

淀川部会 28 頁「4-5 新しい河川管理」について

淀川の上流から下流を見た時、上流では自然なままの状態が点在していると思った。河川環境を考える時、その周辺の環境も考慮する必要がある。水辺周辺は多くの生物が棲息しやすく、多様な生態系を作り出している。人の手が加わっていないところは人の活用が少ない為、動植物が多く存している。とはいえ、その環境に連続性がないと多様な生物が生存していくのは厳しくなる。少しでも河川空間に人が手を加えると、その様子は一変してくる。下流に向かうほど、人の活用は増え、需要が高まるほど環境や水質の悪化が見られる。

水は全ての生物にとって必要で、水辺は人だけでなく、他の生物にとっても棲み良いものだ。地域住民に川の存在をアピールする時には、河川環境のあり方や命の水の重要性を認識できる形で行う必要がある。綺麗な水を望むには、周辺の環境を考慮しなければいけない。水害や利水対策の為に施工される取り組みも安易で安価なものではなく、将来を見据えたものにして欲しい。人口の増加による、水や空間の需要の拡大も、その場しのぎの対策にならないよう、熟慮して対処して欲しい。

河川空間の利用にあたって、地域住民の声は無視できないと思う。けれど、その重要性を理解してもらえよう、働きかけが必要だ。虫への嫌悪だけで、鬱蒼とした草原や樹林地を嫌う人もいる。人の活用の少ない所には、ゴミの不法投棄や安全性への懸念がある。ヨシ原の保全の為にヨシ焼きも、その重要性が認識されていない為に、苦情が出てきたりする。

水上を走るバイクやボートに乗っている人たちも、何が影響しているのか認識していないかもしれない。善い事も悪い事も誰かが始めると連鎖的に、他の人も行う事はしばしばある。多くの人の意識改革は難しいかもしれないけど、一時的ではない持続した環境や水質の保全・管理をしていくには不可欠な事だ。

琵琶	030	大阪府豊中市 川勝 威	個人
----	-----	-------------	----

琵琶湖部会中間とりまとめ (4) 利用面 page - 1 - 6

- 水上バイクは禁止されるべきであろう。

騒音もさることながら上水道資源としての観点から禁止されるべき。すでに大津市の上水道の原水中にその油成分が検出されていると聞く。

このような具体的な規制対象はこの「中間とりまとめ」の中にはっきりと明確に書くべきである。抽象的な表現は良くない。プレジャー用水面は淀川下流に限定されるべきであり、又海域でも可能である。淡水の方が海水で遊ぶより快適であるが、それはぜいたくの極みである。ヨット等エンジンを使用しない方法もある。琵琶湖汽船(機)による航行は法人でもあり、又大きな汚染になっていないと思える。最近の若者は公共財という考えが無い。

淀	031	大阪府大阪市 玉木 瑛	個人
---	-----	-------------	----

淀川部会中間とりまとめ(020514版)

3-3 利用(1)~(3) ページ15~18

[全体の評価] 非常な力作。ここまでまとめた委員各位の努力に敬意を表します。高い理念と新しい視点、具体提案、なにより嬉しかった「市民感覚」の汲み上げ。あとは実行ですね。

[私の意見] 私の散歩エリアである淀川左岸・赤川～毛馬地区で現在、護岸関連工事が進行中である。今回の提言を、この工事(事後の自然再生計画と合わせ)に直ちに生かして欲しい。最終とりまとめにあたって、以下の追加・補正を希望する。私見の対象は該エリアに限定している。

水面利用 = エンジン駆動による一切の船舶・遊具の運航・使用を禁止すること。現在、流域自治体の間で、淀川大堰を開いて周遊船を運航させる構想があるやに聞くと、愚案というほかない。

水辺移行帯 = 実態に即した貴重な提言で、全面的に支持する。この基本ルールを、上記エリアでの工事にあたって、ぜひ厳正に適用してもらいたい。該工事が行われているエリアは、本来、低水敷とされてきたが、これまで無秩序な利用が行政によって黙認・放置されてきた典型例であろう。ここが自然生態系保全の上で重要な河川空間である、との認識が、淀川工事事務所には、はなはだ希薄である。今回の工事でも事前の植生調査すら行われなかった。

高水敷利用 = 提言を支持する。しかし一部の人や団体等による独占・排他的利用が横行しているのは、むしろ低水敷においてである。どちらにせよ、これは管理側の怠慢ないしは体制不備によるもので、よほどの意識改革と第三者チェック機構がないかぎり、折角の提言も空文となろう。なお高水敷における駐車場の新・増設は一切、認めない旨 明記するよう強く求める。

汽水域 = 汽水域の独自性を尊重するのは当然。だから、その上流部分(つまり淀川大堰より上流の水域)と「混合・混同」することのないよう注意を喚起する。大堰直近の上流水域はカモの飛来・休憩地であり、かつ自然回生の手法を誤らなければ、コアジサシおよびシギ・チドリ類の繁殖地として期待可能性のある環境である。ここに水上スキーやプレジャーボートが入ってきてはブチ壊しになる。付言するが、菅原城北大橋の下にある葦原は、秋にはツバメの一大集合地・ネグラになっており、このエリアの保護は、十三干潟のそれに劣らぬ意義を持っている。

不法居住 = 簡単に「排除する」で片付きはしない。彼らの労働意欲を生かして、清掃作業や自然観察報告を有給で委嘱するなどの方法を案出することが必要だ。経済的自立への支援にもなる。

[補足] 真に市民の意見を吸収するには新しいネットワークが必要。市民も千差万別であって、中間まとめにいう独占・排他的な河川敷の利用をしているのも市民。他人の迷惑



を承知のうえでゴルフの打ちっぱなしをしているのも市民である。素性をたかすと、意外やこれが町内会長だったりする。こうした「市民」が、どこにでもいる「ムネオ」を動かし、一方で「行政」はこれを利用するという構図が淀川流域にないとはいえない。指導的市民グループとして、川沿いにある各学校の教職員を組織化するのはどうか。川辺を「自然教育圏」とし、「総合教育」に結びつける具体手段だ。

淀	032	淀川自然観察会 和田 太一	NPO 等
---	-----	---------------	-------

## 1. 淀川部会

11 ページの洪水災害対策の1)河道についてだが高規格堤防(スーパー堤防)は推進されるべきとあるが、現在城北ワンド地区で行われているようなスーパー堤防を芝生で養生するのはやめてもらいたい。それこそ「人工的・固定的・不連続的な河川」ではないのか。「自然的・変動的・連続的な河川」への転換を行って行くのならば芝生で養生するのではなく自然に野草が育ち本来河川の堤防が持っていたような草むらを復元するようにすべきである。現在では帰化植物がはびこってしまう可能性が高いが芝生よりはマシである。その分人間が生態系の監視を細かく行い淀川の在来植物が生育できる環境へ導いてやれば良い。他の場所から植物を移入する事は生態系をかく乱する事になりかねないので行わないべきである。

22 ページのワンドの保全・復元・創出を行うとあるがまずは釣り人を何とかするべきである。ワンドはイタセンパラだけではなくカイツブリ・バン・カルガモなどの水鳥にとっても生活・繁殖の場所として重要である。現在のようにワンドの周りを釣り人がぐるりと取り囲み、マナーの悪いものはゴムボートでワンドの中にまで入って釣りを行っている。これでは水鳥たちの逃げ場がないではないか。新たにワンドを作るとしても釣り人を何とかしなければ意味がないと思う。

21 ページの 新たな有害物質についてだが、それをいうのならば早急に汽水域のヤマトシジミを分析するべきである。これだけ多くのシジミ採りが干潟に入りとって食べている物であるから有害物質が入っていないか分析し、検出された物質を広く世間に知らせる必要があると思う。

全	033	鈴鹿の自然を守る会 山口 博	NPO 等
---	-----	----------------	-------

### ダムを考え直す

かつては水と電気の必要に対する解決策として歓迎されたダムですが、多くの国における現代の評価は以前より下回っている「代償を上回る益があるという想定はそれほど確かなものではなかった」

今や世界には4万5000を越える超大型ダム（高さ15メートル）が存在するがダムの代償は多くの人がかつて想像していたよりも大きいかもしれないという事を示唆する調査が増えつつある。主な代償は世界の水系の60%が損なわれた事です。ある誌は次のように指摘しています。「生態学的に言っても河川は攻撃を受けている、水を抜き取られ、水路を変えられ、汚染され、せき止められ、世界の淡水生態系が悪化することになった。世界の河川の半数以上がそれぞれ少なくとも一つの大型ダムによってせき止められているので河川の生態系はダムによって大きくかく乱されてきた、琵琶湖を取り巻く河川にしても同じ事がいえる。現在9ヶのダムがあり、又新たに8ヶのダムの計画がなされ、もはや完成したダムや工事中のダムもあり、又、アセスメントしている永源寺第2ダムのようなものもある。ダムによって様々な問題が浮き彫りになっているにもかかわらず、ダム建設が進行する国のあり方に大きな疑問を感じる。

日本が戦後目標にしてきた米国もダムの評価に関する見方は変わってきた。

例えば、総数7万5000と膨大な数の大小のダムが国土の河川に散在している米国は今やダムの廃止及び取り壊しの世界のリーダーとなっている。世界銀行もダム建設計画への融資を減らしているとの事である。そんな中、日本がなぜいつまでもダム建設に前向きなのか？世界が変わってきているのに日本がなぜ変えられないのか？いや、変わろうとしないのか？本来の川のあり方をもう一度考え直し、ダムのない清流をと願う思いがする。

20世紀は人間があまりにも自然を破壊して来た。21世紀は人間が自然を守り育てる世紀にしなければならない。

大自然のめぐみの水をきれいに未来につなぐのが我々に今、あたえられた義務である。

委	034	大阪府摂津市 如南 道春	個人
---	-----	--------------	----

中間とりまとめにあたって

(3) 長期的な視点を含めた検討 ( - 8 ページ)

現在より 20～30 年後の社会はどのようになっているのでしょうか？

委員会の先生方は、昭和 30 年以前にご活躍の方が多く、この環境を幾分でも復元させようと考えておられると思います。しかし 30 年後といえますと社会の中核は、昭和 50 年 (1975 年) 以降に生まれた方が殆んどで考え方も変ると考えます。

琵琶湖の水が汚染されましたのは、沿岸に工場と人口の誘致、農業人口の減少による農薬の使用、高速道路の設置と自動車の増加、IT 化と TV の発達、外食産業とスーパーの発展等、世界第二の金持ち国を旨とした結果と考えます。

それ故、中間とりまとめに記載の変革は、必要と考えますが、後にもどらぬこともあります。30 年後の社会を想定し、例えば浸水対策であれば、浸水地域に家屋を建設する場合、0.5～1.0m 盛土すること、都市の地下街の入口には 1～1.5m の堤防状のものを作ること等、許容すべきことは許容すればどうかと考えます。あまりにも正論ばかりですと画餅になる恐れもあるかと考えます。

全	035	大阪弁護士会 会長 佐伯 照道	NPO 等
---	-----	-----------------	-------

淀川水系流域委員会「中間取りまとめ」に対する意見書

【意見の要旨】

淀川水系流域委員会は、その「中間とりまとめ」の中に、以下の内容を盛り込むべきである。

- 1．河川管理者は、現行の治水計画の前提となっている基準（基本高水流量、計画高水流量等）及び利水計画の前提である水需要予測について、流域住民らが議論に参加できるように、その基礎資料や設定手法に関する資料を全て公開し、住民参加のもと、その手法及び設定値の妥当性につき再検討を行うこと。
- 2．河川管理者は、河川整備計画策定にあたっては、第1項の見直しを含め既存のダム計画を再検討し、ダムに依らない治水計画案を含む複数の案を提示した上で、住民参加による議論を行うこと。
- 3．河川管理者は、ダムの与える影響の重大性、不可逆性に鑑み、以上のような検討がなされるまでの間、計画中及び建設中のダム建設事業については一旦凍結すること。
- 4．住民参加のあり方としては、治水、利水、環境その他の分野に関し専門的な知識のない者に対しても、当該争点の対立点（判断における分岐点）を容易に認識し判断することができるよう工夫すること。特に、NPO に対しては、できるだけ多くの NPO に対し、意見を諮問し、これを基に具体的な対話を行うこと。

## 【意見の理由】

### 第1 はじめに

#### 1 淀川水系流域委員会が設置された経緯

(1) 平成9年度の河川法改正によって、国土交通省は、河川を管理するについて、「河川整備基本方針」(以下「基本方針」)と「河川整備計画」(以下「整備計画」)を定めなければならないと定められ、また整備計画の案を作成するについては、学識経験者の意見を聞かなければならないものと定められた。

整備計画には、今後20年乃至30年間の具体的な河川工事の内容が定められることになっており、最も大規模な河川工事であるダム建設も整備計画の中で定められる。

河川法が、このように改正された背景として、これまで河川はもっぱら治水(洪水防止)、利水(水資源の開発)の対象としてのみ扱われ、環境という視点は全く無視されてきたこと、治水・利水は河川管理者が行うべきことであり、流域住民の意見を河川行政に反映する必要はないとされてきたこと、他方において、ダム建設は環境に対する重大な負荷と認識されるようになったこと、長良川河口堰問題を直接の契機として、これまでの河川行政のあり方、特にダムや河口堰などの大規模構造物の建設に関し、手続の透明性や計画の合理性などについて国民から大きな批判が寄せられ、河川管理者は重大な反省を迫られたことなどを上げることができる。

(2) 淀川水系流域委員会(以下「流域委員会」という)は、上記の河川法改正をふまえて、近畿地方整備局が淀川の整備計画案を作成するについて、これに対する学識経験者としての意見を述べることを目的として設立されたものである。

そして、淀川の整備計画原案には、丹生ダムその他のダム建設計画が含まれるものと予想されること、上記の河川法改正の経緯と趣旨からすれば、流域委員会の任務の眼目は、治水・利水及び環境の視点からダム建設計画に対する意見を述べることにありと考えられる。

#### 2 本意見書の目的

本意見書の作成者(大阪弁護士会)は、同会の公害対策・環境保全委員会を中心として、これまで河川行政のあり方について問題意識を深め、主として環境保全と住民参加の視点から河川行政に対する積極的な提言を行ってきた。

今般、流域委員会は、整備計画原案に対する基本的な考え方を取りまとめた「中間とりまとめ」を作成した。本意見書は、上記の問題意識に基づき、「中間とりまとめ」に対する意見を述べることにより、もっと適切な整備計画原案の策定に資することを目的とする。

### 第2 河川とダム

#### 1 河川の役割

河川は、「中間とりまとめ」でも指摘されているとおり、山と海を結ぶ回廊としての機能を担っている。

具体的には、山を侵食して土砂を下流に運び、これを河口に堆積させて、海辺の砂浜やさらに長い期間で見れば平野を形成するという役割であり、あるいは、流域に降った雨水を集めて上流から下流へ流し、海まで運び、蒸発作用によって再び雨水になった水を集めて流すという水循環の回廊としての機能もある。

さらには、河川を流れる様々な無機物、有機物が生物の餌となり、その生物がさらに他の生物の餌となるという食物連鎖を通じて循環し、下流に流れたものが魚類の遡上や鳥類によって再び上流に運ばれるという仕組みを通じて一つの自然生態系を形成する場となっている。

## 2 ダムの弊害

ところが、ダムが建設されると、その工事自体が直接的にダム計画地とその周辺の清流や渓谷といった自然環境を破壊する。また、ダム計画地を棲息の場とする動植物、鳥類の棲息域を破壊し、その周辺の生態系にまで悪影響を及ぼす。

例えば、ダム建設工事そのものによる土砂の流出により、直接的に河川の水質の汚濁化を招き、河川がもともと有する希釈、酸化、沈降、生物分解等による自浄作用のメカニズムを破壊して、河川の水質汚濁化を招く。

また、ダムは、河川の土砂の流れを断つことにより、ダム上流では土砂の堆積による河床の上昇、ひいては洪水水位の上昇や洪水範囲の拡大をもたらす。ダム下流では河床の低下とともに海浜への土砂の供給の減少から海岸の浸食をもたらす。さらに、ダム上流部から流掃してきた土砂をダム湖に沈積させて堆砂問題を引き起こす。ダムは、もともと、設計時には計画堆砂量を想定し、100年という使用予定年限が定められているが、実際の堆砂量は計画堆砂量を上回る例がほとんどであり、使用予定年限が来る前にその機能を喪失してしまう可能性がある。

ダムは、水流を遮断し、魚類等の遡上をほとんど不可能にして、上流から下流まで一体となった河川の生態系を破壊する。また、ダムは、それを境にして下流の水温の上昇または低下をもたらすから、その変化によって自然の生態系に影響を与える。水質の汚濁化による生態系の破壊もある。

このように、ダムが河川の生態系に与える影響によって河川に棲息する生物の種が減少し、豊かな生物相が失われる。これによって、また自浄作用が失われ、さらに水質の汚濁化を招くという悪循環に陥ることになる。

以上のように、ダム建設による影響は甚大であり、しかもこれらの影響は、不可逆的である。一旦ダムが建設されると、原状を回復することは不可能である。

## 3 ダムは真に必要なか

(1) ダムは、従前、治水・利水といった目的をもって建設されてきたところ、このような目的のために建設されるダムが、前述のようなダムの弊害を越えるような目的に適った利益を社会にもたらすのであれば、その建設もやむを得ないかもしれない。

しかしながら、問題は、上記目的にとって真にダムが必要なものであるのか、その

必要性について民主的かつ科学的に厳格な検討がなされてきたかである。

残念ながら、このような厳格な検討はこれまでなされてこなかったというのが我々の結論である。

- (2) 例えば、現在の治水計画は、河川砂防技術基準(案)に拠って策定されている。同基準は、各河川における計画の規模、例えば200年に1回、100年に1回といった確率の洪水に対処できることを念頭において、いわゆる基本高水、計画高水を決定し、これに基づいて治水計画を策定することとしている。

ところが、この確率規模の考え方や基本高水、計画高水の設定について、それらが適正、妥当なものであるのかどうか疑問が出されている。すなわち、これらの数値等の設定については、民主的かつ科学的な検討がなされておらず、真に適正な基準に基づいて治水計画ひいてはダム建設が進められてきたかどうか問題視されているのである。

また、従来の水資源開発行政においては、水需要が将来にわたって増大するという予測のもとに、その増大分を確保する必要があるということからダム建設を行ってきた。

しかしながら、多くの水需要予測については実績がそれらを下回っている。そして、従来の水需要予測は、将来における水需要の増加について極めて過大な数値を設定してきたのではないかと疑問が呈されている。

- (3) 国土交通省(元建設省)は、平成7年度から「ダム等事業審議委員会」(以下「ダム審議委員会」)による見直し(以下「ダム審議委員会方式による見直し」)を開始し、平成10年度からは「公共事業の再評価実施要領」に基づく見直し(以下「再評価実施要領による見直し」)を開始した。

しかしながら、これらの見直しは、いずれも事業官庁が設置したり或いは自ら見直しを行うという点において、そもそも中立性と公正さに問題があり、また実際に見直しを行う委員(ダム審議委員会、評価監視委員会とも)の選任手続も、偏頗的或いは不透明であり、見直しの手法としても客観的かつ科学的な見地にたったものであるとは評価しがたいものであった。さらに、見直し手続に住民意見を反映させる制度的保障も、全く無いか、無いに等しいものであった。

このように、既存の見直し手続は、公正かつ中立な観点から、住民参加のもとに事業の必要性や合理性等について、客観的かつ科学的に事業の見直しを実施したとは評価できないものである。

公共事業は、どのような事業も、国民の財政的負担において、真に豊かな国民生活を実現することを目的とするものであり、ダム建設等の事業においても、全く同様である。従って、ダム建設事業についても、その事業の必要性があるか、更に必要性があるとしても、その事業が弊害を越える利益を社会にもたらすといった合理性を有するかの検討を、民主的かつ科学的な手続において行うことが必要である。

特に、ダム建設事業については、長期化するケースが多く、その過程で社会状況や経済状況は変化していくから、事業計画策定時だけでなく、事業計画策定時から一定



期間ごとに、事業の必要性、合理性などの観点から見直しを実施し、事業の中止も含めた検討を行うことが必要である。

国土交通省（元建設省）が、ダム建設事業について、ダム審議委員会方式による見直しや再評価実施要領による見直しを開始したのも、このような認識に基づくものであるが、前述のように、これらの見直し手続は適正なものとは言い難く、むしろ事業者の結論を追認するだけの手続になってしまったというのが実情である。

(4) 以上の点をふまえ、本意見書においては、ダム建設事業の是非について、判断の枠組みを提示する。

まず、治水計画の前提である基準（基本高水、計画高水等）や利水計画の前提である水需要予測等につき、その妥当性が科学的、民主的に検討されなければならない。河川管理者は、ダム建設の必要性に対する上記疑問を払拭するだけの十分な資料（基本高水流量や計画高水流量並びに水需要予測等の基礎資料や設定手法に関する資料）を公開し説明を行う必要がある。

その中で、既存のダム計画を見直し、まずはダムに依らない治水計画を提示する必要がある。そして、その他の代替案の検討も含めた議論が、住民参加のもとでなされなければならない。この代替案の検討においては、自然環境に与える影響を最大限に考慮し、経済的な負担等の視点を含め多角的な検討がなされるべきである。

そして、前述したように、ダムの与える影響の重大性、不可逆性に鑑みれば、ダムの建設は慎重に検討されなければならない。以上の検討がなされない以上、現在計画中及び建設中のダム建設事業については、一旦凍結をすべきである。

### 第3「中間とりまとめ」に対し

#### 1 現状認識について

(1) 委員会版「中間とりまとめ」は、「1. 現状とその背景」を概括的に整理し、当面の目標である「河川整備計画」を策定する上での「変革の理念」を掲げ、その理念を具体化するものとして、「基本的な視点」「整備計画の方向性」「整備計画策定のあり方」等を順次整理していくという構成をとっている。

しかしながら、この「中間とりまとめ」の現状認識は、全体として現状分析ないしは歴史的な分析を徹底せずして、理念を唐突に掲げている感がある。その叙述は、客観的・第三者的過ぎるものがあり、変革すべき「現状」を招いたのは誰か、そのような現状になるのをどうして回避できなかったのか、現状に対する異論が出ていたとすればその異論が何故反映されなかったのか、等について掘り下げた分析がなされていない。変革すべき「現状」を形成した政治的、社会的、経済的要因を具体的に分析し、河川行政の具体化のいかなる段階で変革すべき「現状」に向わせる分岐点があったのかということを経り出すことが重要なのである。さもなければ、せっかく変革の理念を掲げても、その理念は十分な現状分析を踏まえない空疎なものとなり、理念の具体化の場面において、時々々の優勢な政治的、社会的、経済的勢力によってねじ曲げられることになりかねない。

(2) また、「中間とりまとめ」は、従前の河川工事が真に必要なものであったのか、その必要性或いは有効性について疑問のある河川工事がなかったのか、を検証するという視点を欠いている。

例えば、「1. 現状とその背景」において、「治水面では、人工的に洪水を調節する一方で・・・その結果、一定規模までの洪水に対して氾濫の頻度は減少した」とするが、その具体的な効果については、何ら触れてはいない。また、「利水面では・・・多くの水を・・・供給することが可能となった」とあるが、これについても、従前の水需要予測と現実とのミスマッチに対する検証がなされていない。

これまでに、あまりにも必要以上にダム・堰等を造ったのではないかといった疑問に対し何ら答えてはいないのである。

## 2 治水関連

### (1) 治水計画の枠組み

現在の治水計画は、既述のように、1958年以来、「河川砂防技術基準」(1976年以降は「河川砂防技術基準(案)」とされている)に拠って策定されている。同基準は、各河川の計画規模、すなわち淀川であれば200年に1回程度の洪水に対処できることを念頭において、基本高水(ダムや遊水池などの貯留施設による調整がなければ自然に流下することになる洪水量)、計画高水(計画対象規模の洪水、すなわち基本高水が発生した場合、ダムなどで計画一杯に貯留調節されたのちに下流の河道地点を通過する洪水量)を決定し、これに基づいて治水計画を策定することとしている。ここでは、上流のダム群でまず洪水流量が調節されることが当然の前提とされているのである。

### (2) 治水において議論されるべき内容

前述のとおり、平成9年の改正により、河川法の目的には従来の「治水」「利水」に新しく「河川環境の整備と保全」が加えられた。この背景には、戦後、高度成長期以来のほんの数十年の間に、我が国のほとんどの河川がその渓流を破壊され、流量を減らされ、清流と豊かな河川生態系を失い、単なる濁水路と化してしまったことに対し、80年代後半頃から、その元凶が上流のダム群の存在であることが認識されはじめ、無駄なダムや河口堰建設に対する住民の反対運動が盛り上がったという世論の流れがあった。河川法改正は、従来の「治水」「利水」しか考えない河川管理の在り方に「河川環境の整備と保全」からの反省を迫る社会的意思決定だったのである。

流域委員会は、整備計画案に対する意見を言う改正河川法上の機関であるところ、そこで治水計画を論じるとすれば、従前の治水計画において、合理的な根拠に基づいた計画が立てられてきたか、河川環境保全を蔑ろにした行き過ぎはなかったか、ひいてはダムや堰の是非についての議論が期待されているのである。前記のとおり、現行の治水計画の枠組み(河川砂防技術基準(案))では、計画規模(確率年のかたちで決定)からまず基本高水を定め、これを上流のダム群で貯留して洪水調整し、これを前提として計画高水が定められる。従前の治水計画では、基本高水、ダム、計画高水の

全体が、治水システムとして機能することが期待されており、一体のものなのである。従って、従前の治水計画を見直すということは、ダムの要否の議論を避けて通れず、ダムの是非を問うことも、必然的に基本高水、計画高水の設定の合理性（設定手法や基礎数値の妥当性など）について検証する議論を避けて通れないのである。特に、現行の基本高水の決定方法については、不確定要素が介在することが避けられず一義的・客観的にその数値を決定することはできないとの指摘があり、その合理性について検証が必要である。

なお、改正河川法では、基本高水や計画高水は河川整備基本方針で定められ、流域委員会は同基本方針の下位計画である整備計画にしか意見が言えない関係となっているが、本河川管理者の態度は、基本高水や計画高水についても流域委員会の意見を反映して策定するものと表明しており、これらを議論するについて支障はないはずである。

### （３）中間取りまとめについて

今回の中間とりまとめ（委員会版）では、「４－１（１）洪水防御の基本的対応」として、従来の「目標とする洪水流量に対して無害とすることを目指し」た政策から、「ある程度の越水を想定する必要がある」これに対応した社会制度上の対応上の検討が必要と考えられる」方向へと、治水理念の基本的転換を謳ったことは、前述の河川法改正の趣旨に添うものとして大いに賛意を表したい。

しかしながら、他方で具体的な整備内容となると、「施設による対応」として「洪水処理についてはそれぞれの地点で洪水処理目標を設定し、河道改修、遊水池、ダム等の対策を検討する。」（１０頁）として、河川法改正の契機となったダム等について特段の反省も無いようであり、従前の治水計画の基本マニュアルであった河川砂防技術基準（案）と基本高水および計画高水については、まったく触れられていない。抽象的な理念転換は謳うものの、現実の河川整備内容は従前どおりということになりかねない。なお、ここで「それぞれの地点で洪水処理目標を設定」というのは、計画高水を長期目標としたうえでの当面数十年の中期目標値の設定ということになるが、これも従前どおりの計画高水を前提とする点で目新しい施策とはなり得ないし、かえって計画高水が達成できなくとも、同洪水処理目標をクリアしていれば堤防整備は「完了」ということになりかねない。

確かに、基本高水や計画高水をどれだけ高く設定しようとも、超過洪水のおそれは絶無にはなり得ない。「目標とする洪水流量に対して無害とすることを目指し」た従前の政策は、その意味では不可能の追求であった。しかし、そのことは、基本高水や計画高水についての議論が無意味であることにはならない。従前の治水目標に行き過ぎがなかったかといった疑問は、すなわち基本高水の設定値の算出の不合理性、ひいてはその設定値が高すぎるのではないかということの意味するからである。前述のとおり、改正河川法の趣旨は、環境の観点から従前の治水計画に反省、譲歩を迫るものであるが、これを具体的に議論しようとするれば、まず、そもそも基本高水や計画高水の設定が合理的な算出根拠に基づいてなされているか、むしろ高すぎる数値を設定して

いないか、といった議論がなされ、その上で河川環境保全との折り合いを付ける基本高水や計画高水はどの程度であるか、といった議論を行わざるを得ないはずである。例えば、脱ダム宣言で有名になった長野県の治水・利水ダム等検討委員会でも、基本高水・計画高水等の議論がなされた上で、「ダムを建設せずに河川改修を行う」案を答申している。

#### (4) 流域委員会が提言すべきこと

基本高水や計画高水の議論は専門的であるが、決して素人に理解できないものではない。多くのダム反対住民運動では、素人である住民が、河川管理者を向こうに回して基本高水や計画高水の議論をしているのである。ただ、そこでは、しばしば必要な基礎資料が公開されない。流域委員会は、基本高水や計画高水の設定値等を決める委員会ではないが、河川管理者に対し、基本高水や計画高水の設定手法並びにその根拠（実績降雨などの基礎資料や算出の過程、カバー率など）について、素人にも判りやすい情報公開をすべきこと、基本高水や計画高水の検討にあたっては住民意見を反映すべきこと、などを提言すべきである。

また、その基本高水や計画高水の検討に際して、それは前述のとおり、従前の治水計画に環境保全の観点からどの程度の譲歩を迫るかというものであるから、その基準を理念的に明示すべきである。特に、ダム・堰については、前述のとおり河川法改正の経緯において、河川環境破壊の最たるものとして社会的に認識された治水施設である。治水施設としては、他に、堤防、護岸水制、床止め、などがあるが、これらに比べてダム・堰、は河川流水を分断し、河川環境にとって基本である上下流の循環を阻害する点において、他の治水施設とは比較にならないほどの河川環境への影響を生じさせる。よって、『ダムの建設は、やむを得ない治水の必要がある場合で、かつ、他に同様の治水目的を達することの出来る手段のない場合に限られる』、あるいは、『同じ治水の必要がある場合の治水施設の選択順位としては、ダム・堰の建設は最下位とする』など、安易にダム・堰の建設をすすめ、その必要性として治水が持ち出されてきたことに対する反省が明示されてしかるべきである。この点に関し、淀川部会版が「ダムによる洪水調整は、自然環境を破壊する恐れが大きいため、原則として採用しない。」（11頁）としていることについて、大いに評価したい。

そして、以上のことを整理して河川管理者に対して具体化な策定方法として提言するなら、それは河川整備計画（基本高水と計画高水の策定を含む）の策定において、計画アセスメントの実施を求めることになる。具体的には、基本高水と計画高水の数値を含めた治水計画の複数代替案の住民への提示を河川管理者に求めることである。

特に、ダム・堰との関連において議論されるべき内容は、

- ・そもそも、現在決定されている各河川の計画規模が妥当か、すなわち、200年確率の設定が必要かどうか
- ・現状の基本高水と計画高水の設定値は、河川砂防技術基準（案）に則っているか、例えば、カバー率が必要以上に高く設定されていないかどうか。

建設中止となった紀伊丹生川ダムの場合は、紀ノ川流域委員会において、住民

- 側から河川管理者の治水上の必要論は同基準に違反していると指摘されていた。
- ・現状の基本高水と計画高水を前提としても、ダム・堰によらない洪水処理は可能か。
  - ・現状の基本高水と計画高水に対してダム・堰を建設しないとした場合に、予想される越水の具体的状況（箇所、越水量、浸水範囲など）

などのレベルが考えられるが、これらを考慮した評価項目に基づく複数代替案の比較検討によってはじめて、基本高水と計画高水の在り方とダムが真に必要であるか否か、超過洪水への対応の必要、などが素人にも判りやすく示されるものとする。

流域委員会が、越水の可能性を前提に超過洪水への対応として、「ソフト面の対応」や「土地利用のあり方」などを提言されていることは、大いに賛意を表するものであるが、これらは現状の基本高水と計画高水の見直し、計画中あるいは既に在るダム・堰の治水上の真の必要性、が十分に議論されてはじめて、その意義が社会的に理解され、受け入れられるものとする。

### 3 利水関連

- (1) 従来、河川は、単に水資源の供給源として捉えられてきた。人々は、水を使いたいだけ使い、使い捨てにし、特に戦後の高度経済成長期には都市用水、工業用水の需要の激増に応えるために、日本中に次々とダムが建設され、本意見書第2に述べたような弊害をもたらし、水の循環を断ち切り、河川の荒廃を招いた。

この度の「中間とりまとめ」は、このような過去の反省に立ち、水が有限であるとの認識に立って水の需要を管理しようとする考え方を導入している。

この「水を有限な資源として認識し、要請される需要への対応を主眼とした利水のあり方から、水の需要を管理するという考え方を導入していくことが重要である。」(委員会版11頁)という転換の方向は、評価されるべきである。

- (2) その上で、中間とりまとめは、水需要予測の見直しについて触れている。

水資源行政は、従来、将来の水需要予測を立て、これを確保するためのダム建設等の水資源開発を実施するというやり方で行われてきた。しかし、実際の水使用実績は、これらの予測を下回ってきており、特に1970年代以降は、水需要の伸びは鈍化し、今日では水需要の大幅な増大は考えられない時代になっている。それにもかかわらず、従来の高い伸び率をもとに需要予測を行っており、水需要予測と水使用実績は大きくかけ離れたものとなっているのが現状である(詳細については、後述参照)。

中間とりまとめは、「現状では各事業主体による要請を単に積み上げて流域全体の需要を考える方法になっており、今後は、水需要予測について見直しが必要と考えられる」(11頁)としているが、そもそも、まずこの水需要予測に関する見直しの必要性について、何故必要となるのかを詳しく検証すべきである。

上記のような現状をふまえて水需要予測の見直しの必要性を指摘するのであれば、何故、従前の水需要予測と現実の使用実績との間にミスマッチが生じたのか、その原因を徹底的に検討しなければならない。その上で、水需要に対する科学的、合理的手法に基

づく検証と需要管理という観点に基づく検証を行い、現在ある利水量を前提として、水資源開発の必要性が改めて検討されなければならない。例えば、淀川部会は、「上水道、工業用水、農業用水、発電用水の使用実績を正確に把握したうえで、科学的合理性を持って説明できるような水需要予測を行う。」(淀川部会版14頁)としているが、従前のミスマッチに対する原因の追及の姿勢に欠けている。

さらに、現実に生じているという渇水の対策についても、安易に水資源の開発が必要であるとの結論に至るのではなく、過去の渇水の原因として何が考えられるのか、放流のルールに問題が無かったか、水利権の調整がなされたことがあるのか等についても、検討する必要がある。

このような点を基にして、今後これ以上の水資源開発事業が真に必要なのかどうかを検討されるべきである。また、変化するライフスタイルに対応するためにも、数年ごとに水需要予測を検証し、修正するシステムの導入が不可欠である。

- (3)ところで、社会・経済情勢が変化してきている現在、河川ひいては水は公共のもので、かつ循環するものであり、新たな水需要に対してはその必要性も十分吟味しながら、合理的に調整・配分し、節水循環型の地域社会を作っていく視点から、水利権の合理化・見直しを図られるべきだが、「中間とりまとめ」にはこの点についての記載が不十分である。

許可水利権に基づく水利用については、流水占有許可の審査、占有許可更新の審査において、適正な必要取水量が確定できないまま、実際の取水量から乖離する取水量で許可・更新されている事例が報告されている。慣行水利権に基づく水利用についても、取水の実態が把握されていない例が多い。河川の水利用の適正な管理のためには、許可申請者に使用水量の算出根拠資料等を規定どおりに提出させる等、実際の取水量の把握が不可欠である。

さらに、有限な水を有効に活用するためには、利害関係者と河川管理者との間において、日頃から水使用実績や三井用水の状況等利本情報を共有するようにつとめ、未利用水がある場合の用途間転用を推進していくことが重要である。

- (4)このように、水需要予測が適正に見直され、かつ、節水対策、流水の合理的活用、雨水、地下水、下水・雑排水の再利用等その他の水資源の利用が積極的に進められるならば、新たな水資源開発事業の必要性は乏しいのではないだろうか。

中間とりまとめは、もう一步踏み込んでこの点を明言してもよいのではないか。

本意見書第1に述べたとおり、淀川流域委員会の任務は、治水・利水及び環境の視点からダム建設計画に対する意見を述べることであるが、利水の面からはその必要性はないに等しく、むしろ、森林の保護、育成等環境面への配慮が、河川の再生ひいては豊かな水の享受に不可欠である点を指摘すべきである。

#### 4 計画策定のあり方、計画推進のあり方

##### (1) 計画策定のあり方

###### 住民意見の反映

河川の管理については、住民の間においてもさまざまな視点で捉えられ、多様な意

見が寄せられるところ、計画策定にあたっては、これら住民の意見を反映させるべく、さまざまな立場の人々の幅広い意見を聴取しなければならない。

この点については、中間とりまとめにおいても指摘されているところであるが、問題となるのはその具体的な方法である。中間とりまとめにおいても、若干、例示されているが、その方法については確立されたものはなく、これらに加えて、多様な方法を試みることによって、多様な住民意見を吸い上げるよう努力すべきである。

特に、治水、利水においては、計画案によって不利益を被る特定の流域住民が出てくる可能性が大きい。このような不利益を被る特定の流域住民に対しては、個別に（サンプリングすることはやむを得ないが）意見を聴取することが必要と考えられる。

また、個々の住民からの意見聴取には限界があると考えられるところ、一定の意見を集約した形で持つ NPO からの意見聴取を重視すべきである。

さらに、住民意見の反映という点については、流域住民において、重要かつ深刻な意見対立が存在する場合には、関係流域住民全体に対して直接意見を問う住民投票の実施も排除すべきでない。

#### 関係行政機関などの意見の反映

河川整備計画の決定にあたっては、河川法 16 条の 2 第 5 項にあるように「あらかじめ、政令に定めるところにより、関係都道府県知事または関係市町村長の意見を聴かなければならない」とされている。

本来、河川整備計画自体が、流域住民の権利に重大な影響を及ぼすものであるから、流域住民の理解と承認が必要とされるべき事項である。他方、関係自治体の首長の意見は、間接民主制のもと、一定の流域住民の意見を反映するものと解し得るところである。このような性格を考慮すると、河川法では、計画決定の前に、首長の意見を聴取する形をとっているものの、計画策定のプロセスにおいて、適宜、意見を聴取すべきである。

#### 計画アセスメントの実施

はじめに、計画案ありきという形での進行に陥らないためにも、当初より、住民意見などを踏まえて、代替案を設定することが肝要である。この場合、中間とりまとめで述べられているように費用対効果、環境への影響、社会的影響、実現可能性など、さまざまな角度から検討が加えられるべきである。

そして、既述のように、その必要性の議論を踏まえ、例えば自然環境保全のためには「何もしない」という選択肢も考えるべきである。

#### 情報の開示

計画策定に関する情報を包括的に提示すべきことは、住民からの意見聴取に際しての当然の前提である。

情報の開示にあたっては、情報を包括的に開示するとともに、前項のように多面的な評価を加えた上で、計画案（代替案を含む）のメリット、デメリットを明確にすることに留意されなければならない。

このように、計画策定のプロセスを通じて、透明性を高め、住民の意見が反映できるような制度作りが求められる。

以上により、中間とりまとめにおいては、計画策定のプロセスをガラス張りにし、広範な住民意見を聴取する方法を数多く用意し、NPO などを通じて意見聴取する方法を検討すべく配慮すべきである。

住民意見の聴取方法として、試行錯誤のもと、節目、節目での意見書の募集、説明会、公聴会、聴聞会の開催を実施し、アンケート、インタビューなどの手法をもって、様々な流域住民を対象に行うことを求めるべきである。

また、NPO に対しては、計画策定にあたって意見を諮問し、これを基に具体的な対話を行うことを検討すべきである。

さらに、関係行政機関からの意見聴取では、関係都道府県知事または関係市町村長は、議会に諮った上で、計画案に対する意見を表明することが、望ましい。その場合、計画案の原案の段階で、意見聴取することはもちろんのこと、一歩進めて、代替案を含めた当該計画案の賛否を明確に求めるべきである。

次に、情報開示の際の留意点として、住民に対してわかりやすい情報を提示するという意味で、治水、利水、環境その他への影響について、専門的な知識のない者に対しても、当該争点の対立点（判断における分岐点）を容易に認識し判断することができるよう工夫すべきである。

また、計画案の実施によって個別具体的に不利益を被る可能性のある特定の流域住民に対しては、積極的に情報の提供を行うべきである。

さらに、情報の開示の時期についても、時機を失することなく、常に、意見を聴取する前に実施されなければならない。

## （２）整備計画推進のあり方

河川整備計画においては、治水、利水、環境の各々の観点から、これらを具体化すべく事業計画が盛り込まれることが予定されている。これら事業計画については、計画策定段階において、その必要性、許容性、相当性などを多角的に検討し、決定されるべきことはもちろんのことであるが、決定後についても、常に計画を見直す姿勢を堅持し、必要があれば、柔軟に変更さらには中止を決定することが重要である。

従来、公共事業については、社会時勢の変化や国民の意識の変化から見直すべきであるとの意見があるにもかかわらず、動き出したらとまらないものとして、問題視されてきた。一度、事業計画が決定されるとその後、状況の変化などにより、必要性、合理性を欠くと判断される事業についても、見直しが行われず、問題が指摘されつつ、事業が継続されるケースが少なくない。しかしながら、このような合理性のない事業については、近時、行政内部からも是正勧告される状況となっている。

このように、事業計画決定後においても、その事業の合理性などをチェックする制度を確立すべき状況になっているものと認められる。

昨年７月に総務省が行った「水資源に関する行政評価・監視」及び「同行政評価・監視結果に基づく勧告」は、水需要の実態を踏まえ、水資源開発基本計画の策定状況



などを調査し、関係行政の改善に資するために実施されたものである。ここで報告されているところによれば、水道用水、工業用水ともに現行計画（水資源開発計画）における需要見通しと需要実績との乖離状況は直前計画におけるよりも縮小傾向にあるものの、需要見通しと需要実績が乖離していることが明らかにされている。このことは、直前の計画における需要見通しと需要実績との間に乖離があるにもかかわらず、十分な見直しもないまま、現行計画へ移行したということを示すものである。

すなわち、総務省行政評価局作成の報告書によれば、淀川水系における水資源開発基本計画（通称「フルプラン」）の第 次計画（昭和 56 年～昭和 65 年）の工業用水の需要実績は、需要見通しのわずか約 48%であったにもかかわらず、全部変更を行った第 IV 次計画（平成 3 年～平成 12 年）においても約 50%にとどまっており、いずれも見通しから実績が大きく乖離しており、十分な見直しのないまま再び需要見通しを見誤ったといわざるを得ない結果となっている。

また、情報の開示という点から見れば、フルプランの全部変更を行った際の国土交通省が国土審議会に提出した資料には、水道用水および工業用水について、需要見通しの積算方法や積算のための基礎係数も示されておらず、さらには、需要見通しと需要実績に乖離が生じている場合の原因分析に関する資料もない。つまり、基本計画の本文などについては公表されているものの、前計画の見直し結果については、公表されておらず、そのプロセスたる推計方法については、基本的な数値は公表されているが、推計式を含む推計手法について公表されず、関係数値を含む必要な数値、使用した数値の算出根拠及び出所も明らかにされていないのである。したがって、需要見通しの積算の過程は、ブラックボックスの中にあり、前計画の見直しが実施されたか否かについても明らかでないまま、国土交通省は、批判にさらされることなく、フルプランを変更し、事業の維持拡大を図ってきたものと認められるのである。

このような調査結果から、前記勧告も指摘するとおり、国土交通省は、フルプランを変更するにあたっては需要見通し、供給目標などと実績を的確に把握し、計画と実績が乖離している場合には、この乖離の原因を十分に分析し、計画を総括的に見直してその妥当性について評価するといった、総括評価を実施し、おおむね 5 年を目処に計画の達成度について点検を行い、必要に応じて計画の変更を行うべきである。また、需要見通しについてその推計方法が的確であったかを検証し、さらには、これら推計方法といった計画策定のプロセス、あるいは見直し結果を公表し、透明化を図るべきである。

以上のことは、水資源開発基本計画の策定、変更において指摘されていることであるが、このような指摘は、国土交通省の河川管理における河川整備基本方針及び河川整備計画の策定においても妥当するものである。

河川整備計画においては、河川整備基本方針の具体化として、当然に、事業計画が盛り込まれるところ、当該事業計画の評価として、前述の利水面はもちろんのこと、治水面においても、定期的にそのプロセスを含めた原因、結果の検証を行い、これらの結果を公表して透明化を図ることによって、国民の批判に耐え得るものとすべきで

ある。

以上の点を考慮し、河川整備計画策定にあたって、上記のシステムを盛り込むべく、具体的に提言されるべきである。

流域委員会が、「6 - 3 実施結果のフォローアップと見直しと順応的管理」(委員会版18頁)としているのは、大いに賛意を示したい。その上で、従前「見直し手続き」と称されるものが全て不十分なものであったことを重視し、常に計画を見直す姿勢を堅持し、必要があれば、柔軟に変更さらには中止を決定するという方向性を強調すべきである。

淀	036	京都府相楽郡木津町	経済建設部	都市計画課	自治体
---	-----	-----------	-------	-------	-----

## 淀川部会中間とりまとめ

### 2 - 2 計画・施策の考え方などの変革 ページ - 2 - 9

この中間とりまとめの中で基本となっているのは、やはり安全な川（治水）だと思われる。ただ、完全に安全な河川はなく、破堤しない堤防を作った上で、住民に越水による被害は甘受してもらおうという考え方は理解できる。

しかし、破堤しない堤防を具体的にどう造っていくのか、そういう堤防づくりは本当に可能か、可能としても何十年も時間を要し、莫大な費用が必要となってくるのではないか。もっと具体的に表現してほしい。

全	037	滋賀県伊香郡高月町	自治体
---	-----	-----------	-----

【淀川水系流域委員会中間取りまとめに対する（意見）】

2002年7月

1 治水の現状についての意見

まず、高時川沿川の治水整備状況は不十分である。

治水対策は、人命・財産を自然災害から守り、人間生活、地域社会の存続を可能にするために、もっとも優先的に整備されるべきである。

最近における高時川は渇水期には完全に干上がり、農業用水はもとより伏流水で飲料水を求めている沿川住民にとっては、極めて不自然な状況に置かれている。

また、当地域の沿岸は全国的にも特異な「堤外民地」が多く、耕地として利用されているが、一旦大雨が降ると急激に増水し、その度に民地が流失するなど大きな被害を被ってきている。

こうしたことから高時川沿川の治水対策は緊急の課題になっており、淀川水系における『丹生ダム』の早期完成が治水、利水と併せて河川環境整備に不可欠なものと確信している。

2 渇水対策についての意見

古くから井水をめぐり川の水を血で染めた琵琶湖北部の水争いは、近年湖北農業水利事業の竣工でようやく緩和が図られ、現在進められている国営の飯浦揚水第二期事業により水利用はさらに改善されようとしている。しかし、これは農業用水確保に対する最低限の改善であり、毎年、長期にわたり河川に水が無く瀬切れしている極めて不自然な状況が改善されるわけでもない。

さらに飯浦から揚水循環せざる得ない状況は、琵琶湖の循環にとってもよくないと言われている。

生活用水については、近年の目覚ましい生活様式の変革により、渇水時に住民の意識変革だけで「節水行動」を促すことは今や現実問題として難しい。

生活用水や農業用水の確保、さらには大洪水から生命財産を守り、河川として自然な状況を与えてくれる『丹生ダム』の早期完成を、沿川住民は心待ちに切望している。

3 河川環境の保全・整備についての意見

河川環境の保全・整備については、自然との共有も必要であるが、渇水と洪水を繰り返している当地域の河川現状を見たとき、「治水、利水、環境」に配慮した『ダム』を一日も早く建設し、まず安全と安定、安心する河川整備を行い地域住民と共に川の環境整備を整えていきたい。

「山地に降る雨が貯えられながら、安定した水量が川を流れ、下流に住む人々や生物を潤す」そのような川づくりを求めていきたい。

具体的には、河川清掃による親子のふれあい事業や、水辺体験学習など地域の住民が河川でしか体験出来ないものをつくりあげていくことが必要と考える。

委	038	大阪府豊中市 川勝 威	個人
---	-----	-------------	----

委員会中間とりまとめ 4 - 2 利水 page - 11

下水道に関する記述がほとんどない。河川の汚染対策として下水道整備は重要であるのにもかかわらず無視されている印象である。

4 - 2 利水、4 - 3 下水道、4 - 4 利用といったように下水道に関する項目を設けるべきである。建設省内部にも河川環境課が設けられているのが何よりの証拠である。下水道は都市局に属しているが、そのようなことは形式であって、河川局はもっと下水道事業を支援すべきである。3 - 2 (page - 7)において「流域全体」という表現がある。これは下水道を意味していると思われるが、具体的に湖南中部センターが、草津地区の汚水を浄化して、脱リンまで実行する必要がある等を記述すべきである。すでに南湖は富栄養化が始っていて上水道用水源として劣化が著るしいことを明確にすべきである。公表しないから市民は知らないのである。

琵琶	039	大阪府枚方市 脇田 東作	個人
----	-----	--------------	----

琵琶湖部会中間とりまとめ (3) 利水面 ページ - 1 - 6

琵琶湖を水源とする逆水灌漑システムも多数建造された。

琵琶湖周辺の農業の利水は、琵琶湖からのポンプによるくみ上げに依存していると聞く、このことは、どう考えても、最も大きな汚染の原因を作り出していることにならないかと思う。今日無農薬による稲作は考えられないし、水は上流から下流へ流すことは最も基本的なこと。従って、これらの規則についても考慮してもらいたい。

委	040	大阪府豊中市 川勝 威	個人
---	-----	-------------	----

委員会中間とりまとめ 1. 現状とその背景 page - 3 7行目より

「水質の悪化、生物・生態環境の劣化、人と川との係わりの希薄化などの問題が生じている」

→ 以下のように変更する。あまりにも vague である。

『水質の悪化（現在においては主として生活関連による原因による）が進行し、その結果魚類や水棲生物の減少・異常が発生し、同時に栄養源である窒素・リンが増加したために植物が河道に繁殖するなどの生態変化がおこった。これに対しては下水道や浄化槽の整備が必要である。又河川水を灌水資源と考えてコンクリート製の施設を多く建設するなどして水質保全・生態系保全の視点が欠けていた。』

[ 主旨・変更の目的 ]

主旨はあくまでも河川汚染が第一義的、又は最重要課題であることを明示し、その対策として下水道等（特に上流の公共下水道、流域下水道）の重要性を基本として明示することである。

琵琶	041	大阪府茨木市 山本 威	個人
----	-----	-------------	----

### 琵琶湖水質改善への意見及び提言

#### 1. はじめに

中間取りまとめ（020514版）を通読しての意見を述べる。

考えが大自然重視の視点に立って、論点を述べられており、同感なところが多い。（全文共通）

#### 2. 意見

対策案として、人工的親水護岸を始めとして、人工的なものを排除し、自然回帰方式を強調しているが、生態系の保全、復元に効果あるなら全面的に拒否することは必要ない。古来より行われている蛇籠のような知恵は、今でも立派に通用する。ドイツが南方の国々の強靱な繊維材を使って人口護岸材としていることは、参考に値する。

#### 3. 提言

##### 3 - 1 生物棲息原点

水辺の環境面では、生物の棲息の原点として「土、水、空気」が充分にあることを満足することであり、この原点に戻って河川、湖沼の水辺の対応を考えたら良い。

##### 3 - 2 安全と環境の調和

水防安全対策に強大なコンクリート堤防が必要とされる場合もあるが、3 - 1の原点は必ず守っての話である。よく、安全第一として3 - 1の状態が崩される場合があるが、ドイツでよく行われている近親水護岸を参考とすればよい。近年、淀川河川流域でもこの方式に大分近づいているので、琵琶湖及び流入河川流域の水辺もこのようにすることが必要であろう。

##### 3 - 3 ヨシ原の増殖

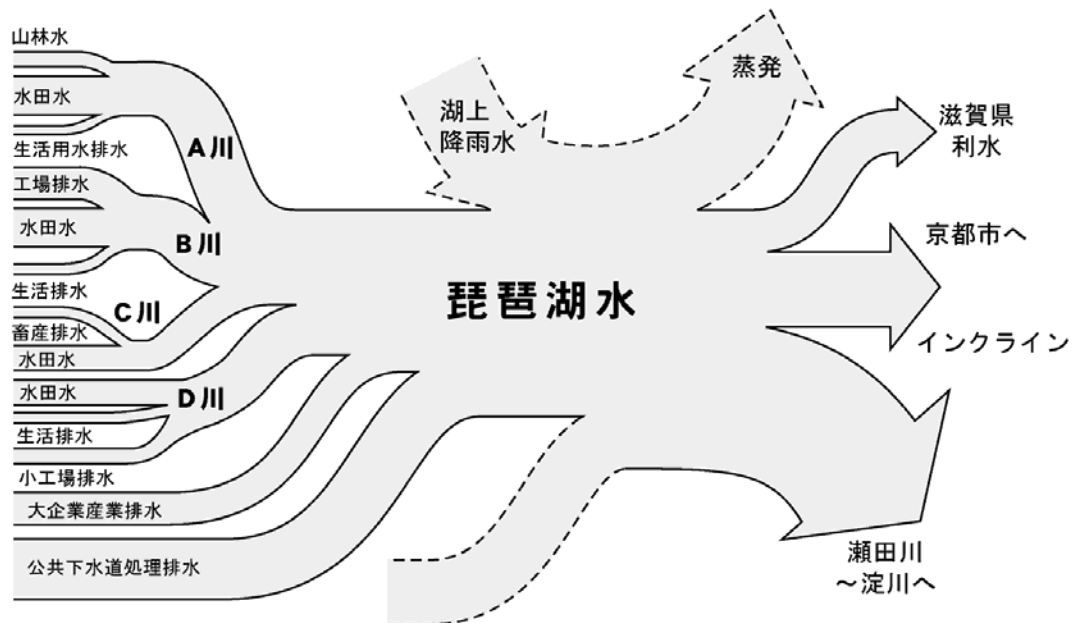
琵琶湖には古来より、ヨシという水質浄化機能抜群の植物が繁茂している。水質浄化に効果的水草「ホテイアオイ」に比べても格段の浄化機能がある。減少しているヨシ群生区域をこの際再現して、風情のある且つ、浄化度の高いヨシ原を大いに増殖することを提言したい。

##### 3 - 4 汚染負荷の定量的標示

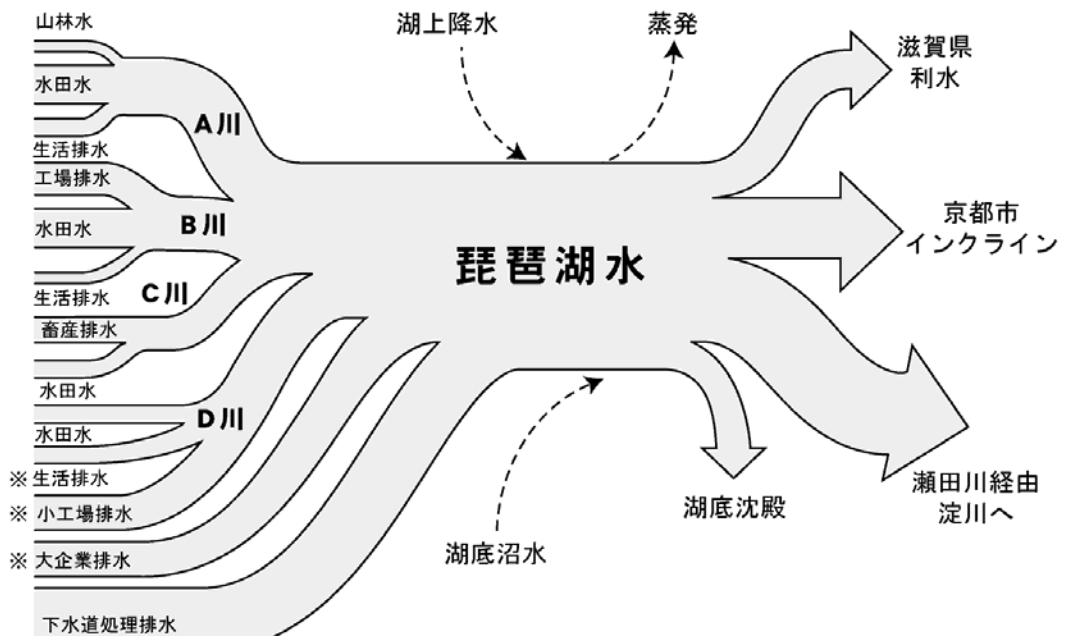
琵琶湖に注ぐ水は、湖上の降雨水、河川水、及び湖底湧水であろう。これらの流入水の原点は降雨水及び湧水等、大自然の水を除くと、山林、田圃、生活排水、産業排水、及び下水処理水（生活排水を含む場合もある）である。これらの水量、水質を一枚のチャートにまとめ、いわゆる水フローチャート、水質バランスシートを作る。このことで、琵琶湖汚染の寄与率が明確となり、対策の重点が行政及び住民に周知され、共通の認識をもつ。滋賀県での対策には、住民と協働作業が絶対に必要であり、この為にも上記情報を公開することを望む。（参考チャート付）



## 1 水量マテリアルバランスシート (m<sup>3</sup>/年)



## 2 BOD物質 (kg/年) (CDD、SSアンモニヤ分等)



※下水道に流入せず単独浄化で流出するもののみ。  
 どの河川が汚染負荷が大きいか、又その負荷に影響する度合いの高いものは、  
 水田水か、工場排水か、畜産排水か生活排水かが河川毎明確となる。

淀	042	大阪府大阪市 中野 徳治	個人
---	-----	--------------	----

私は、大阪市東淀川区に古くより居住して居り、淀川ゴルフクラブへは以前のロングコース時代よりプレーをして居ります。

委員会で中間とりまとめがされ、ゴルフ場について正当な評価がされていない様子ですので、一言申し上げたいと思ひ意見を書きました。

ゴルフは無理な苦痛をせず楽しく出来るスポーツとして高齢者には、最適と思ひて居ります。

私は、趣味で絵を描いて居りますが、どうしてもたまに身体を動かす事が、健康には良いと思ひて居ります。

淀川ゴルフクラブはパブリックコースとして最古であると聞いて居りますが、以前より営業姿勢としては開かれた市民のゴルフ場として一貫してやっていると思ひます。どうぞ我々の楽しみを取らないで貰いたいと思ひます。

又淀川ゴルフクラブは安くてプレーが出来る一般大衆には是非必要ないこいの場であると思ひます。我々にも特に地元の人間にとって、長年プレーを楽しんできた利用権があると思ひますが如何でしょうか。

もう1つ淀川ゴルフクラブは近畿にて唯一の無農薬ゴルフ場であるという事です。そのせいか野鳥が多く見かけられ、むしろ自然が存在している貴重な場所と言えるのではないのでしょうか。私は、そういう所を絵に描くのが大好きです。

どうぞ私のささやかな楽しみを奪わないようお願いします。

委	043	大阪府豊中市 川勝 威	個人
---	-----	-------------	----

3 - 2 基本的な視点(2) 社会的な視点を含めた検討 (page - 7)

私は「川には神が生棲している」という、古めかしい概念を取入れたいと思っている。水というものは資源でもなく、あくまでもすべての生物の生命の原点であることは誰も知っていることであるが、物質主義世界の最大の欠点である、すべての物を物質と考えたところにある。水は人間のためにのみ存在するのではない。水は社会の所有物又は社会的存在であって、それも人間社会のためのみのものでない。そのような観点から「名水百選」(環境庁制定)と相通じるものがある。「名水百選」は単に水系汚染防止のモデル又は理想として決定されたようだ。しかし、水のもつ多様な機能を念頭におくと、更に一層高い理念を持った「水の神様」という概念の必要性を感じる。京都の鴨川の最上流の雲ヶ畑には「水の神」が祭られている。奈良にはみまくり神社(水分神社)が数ヶ所ある。委員会の中には「水の神様」というと笑う人もいるかもしれないが、そのような人こそ物質主義にとらわれて、水を溶媒としてしか考えていない人で、このような委員会の委員としては不適当な人だ。「水のありがたみ」は人間社会が感じなければならない現在においてこそ、古代人が「水のありがたみ」を感じて神様が住んでいると考えた感覚を取戻す必要がある。平安時代に京都に赤痢(水系伝染病)が発生すると、天皇陛下は雲ヶ畑の水の神様を訪ね、(大がかりな行事であったという)病気が鎮まることを祈願したという。現在の生活スタイル

水を自由に好きなだけ使用して、汚れた水を棄てる という社会を変える意識を国民に持たせるには奈良時代、平安時代という古い時代に我々の祖先が水を大切にされたその心を現代に受継いで河川の現代的問題を解決するために国民の意識を変える手段として、「水の神様」に再出動を願えないものだろうか?滋賀県庁の琵琶湖環境部では確か「ドナウ河」の美しいイメージ(現在ではドナウ河もずい分きたないらしいが)をPRして「水の大切さ」を県民に訴えられていたが、もっと高い理念の「水の神様」を取入れたいと思っている。

この概念は人間の意識(大量消費という)を変えるためのものであり、洪水制御とか発電とかのような目先の国土省の施策には直接関係ないかもしれないが、国民のライフスタイル(大量消費)を変え、上水道水源であるビワコの湖面でモータボートを走らせ、あとのことは全くおかまい無しという悪い習慣を変えるためのものである。

しかし、この「水の神様」のコンセプトをどのような形で記述するか、十分な表現法が分らない。

川への感謝、恩恵への認識、危機意識(page 下 - 8)といった所にいれられるべきであろう。

全	044	滋賀県伊香郡西浅井町	自治体
---	-----	------------	-----

中間とりまとめに対する意見について

淀川水系流域委員会「中間とりまとめ」に対する意見につきましては下記の通り提出致します。

1 , 治水の現況について

現在の河川、特に治水の面では、まだまだ地域住民が安心して生活できる水準にまで整備が出来ている状況とはいえない。本町の東部を縦走する一級河川「大川」にあつては天井川であり、破堤や越水の危険性が非常に高い。これの整備については、全体計画 L=3.9km のうち L=1.7km が着手の目処がついたばかりであり、今後の区域については人家連担地もあることから多自然型護岸での設計において今まで同様の事業展開が望めるのか不安もある。

一方、現況の各河川においては、上流部からの流出土砂の堆積が著しく、有効な処理方法がないことから、これの処理が治水上、重要な課題となっている。

また、防災上の言葉で「自分の身は自分で守る」といわれるように、日頃から住民参加による川づくりと情報開示を推進し、河川に対する親しみと憩いまた責任の分担を求める努力も必要である。

2 , 渇水対策について

生活用水については、常時、節水行動の呼びかけを行っているが、近年、農業用水に対しては、今日までの圃場整備にあつた用排水分離の考え方から、再利用の考え方が芽生え、これに対する積極的な補助制度が必要ではないかと考える。

また、森林の持つ公益的機能、特に水源涵養機能は渇水対策の上においても、また治水対策の上においても重要であり、森林の健全な育成・管理は重要な課題である。

3 , 河川環境の保全・整備について

河川法により住民の河川利用について厳しく規制している一方で、河川愛護と称して地域住民のボランティアにより河川環境の保全を行っているのが河川行政の実情である。しかし地域住民のボランティアによる河川愛護作業にも限界があり、また刈草の流出による漁業への影響等の問題もある。今後においては河川愛護作業の方法の検討が必要であるほか、継続した活動を意識してもらうためにも活動助成を検討する必要がある。さらに、河川整備計画には住民参加を求め、河川に対する問題意識を日頃から持たれるようなPRをすることも必要であり、同時に河川に親しみと憩いを感じ、行きやすい、利用しやすい河川環境を作ることも必要である。

本町では水質保全に向け、100% 下水道の完備を目指し、ようやく人家連担地においては農業集落排水事業により下水道事業は完了した。今後、これの維持管理に当たり、各処理場の統合は必至であり、これに対する有効な補助制度の創設を求めている。

琵琶	045	滋賀県彦根市 上野 やす子	個人
----	-----	---------------	----

琵琶湖部会中間とりまとめ - 1 - 5 ページ ( 1 ) 環境面

環境への無視（市長さんも知事さん）選挙前の新聞に琵琶湖に関係した質問に反対とも賛成ともことばをにごす答弁、琵琶湖を観光地にする必要があるのか、それとも、京都、大阪から琵琶湖開発事業にどれだけの金額が入金されているのか、滋賀県はもう公開する時代になって県民一人一人が考え昔の特産物のホンモロコ、ニゴロブナ、鮎など安心の出来る生活、また、飲料水になる水と考え、これからの問題は環境への未来を考えて、大阪や京都からもっと重圧をかけ開発事業団への公開を待っています。

先日琵琶湖一周した時マナーの悪い若者が多くびっくり致しました。

委	046	大阪府河内長野市 森下 健	個人
---	-----	---------------	----

委員会中間とりまとめ（020509版）への意見・感想です。

1. 「現状とその背景」について大変よく理解できました。
2. 「流域整備の変革の理念」 ページ 5) 「ここ数十年の治水や水資源開発、河川管理の理念を根本的に転換すべき時期を迎えている。・・・現在までに失われた淀川水系の多様な価値を回復し、保全していくとともに、自然と共生し、流域にすむ人々や多様な生き物がその恵みを将来にわたって享受し続けることができるようにしなければならない。」と述べていますがまったくそのとおりで、共感いたします。
3. 「整備計画の基本的視点」 についても賛同します。特に私はわれわれの水源である淀川の水質には関心があり
  - 3 - 1 ( 3 ) 「安全な水を育む水系」となるよう、水汚染の実態の把握、とりわけ流域の汚染源（工場、農薬、産業廃棄物処理場、下水、ダム、砂利採集など）を調査し、悪質な汚染源に対しては強い法的処置も含めた実効ある対策の提案をお願いします。
  - 4 - 2 ( 2 ) ページ 12) 「住民意識の変革」の中の「節水行動のよびかけ、節水型社会への誘導策の検討を行う」 これも早急な具体化をお願いします。節水に努力している福岡市を見習えば、水資源開発の大幅な縮小は可能だと考えます。
  - 4 - 3 ( 1 ) 「泳げる川や水遊びのできる川の復活を目指して」それが実現するような大胆な「河川整備計画」を期待します。

琵琶	046	大阪府河内長野市 森下 健	個人
----	-----	---------------	----

琵琶湖部会中間とりまとめ（020514 版）についての意見

「地球上においてかけがえのない古代湖」であり、わたしたちの命の水がめである琵琶湖、北湖の深く青い湖のたたずまいは感動的でもあります。しかしこの「中間とりまとめ」にもあるように「水質や底質の悪化」は深刻なものです。ここで述べられているさまざまな対策が必要ですが、

とりわけ4 - 3「ダム・貯水池計画について」意見を述べます。4 - 3(3)「特に近年、北湖の湖底環境の悪化が著しいとされているが、ダム・貯水池による影響もその1つの可能性として考えられていること、なども十分に配慮する必要がある。」とありますが、とりわけ琵琶湖に注ぐ隋一の清流、伊吹山地の緑に育まれた丹生川に、あまりにも巨大な（高さ140m）丹生ダムの建設は北湖の水質に壊滅的な打撃を与えるものと予想されます。諫早湾・有明海と同じ結果は目に見えています。大戸川ダム計画なども含めてダム計画の見直しを検討をお願いします。

淀	047	大阪府大阪市 中江 正幸	個人
---	-----	--------------	----

流石に良くまとめて有り、感心するばかりです。

私は、淀川の河川で行われる自然観察会に参加して、特に感じる事を下記に書いてみました。

#### 淀川部会中間とりまとめ

#### 3 - 3 利用

1 ) 水面利用 p15

3 ) 高水敷利用 p16

5 ) 汽水域 p17

#### 3 - 4 環境

( 2 ) 生態系の保存

1 ) 生き物、生態系 p21

淀川の河川環境に親んでもらうには、自然に習ったままの状態に戻す事が、自然環境には一番良いと思います。淀川の河川敷はグラウンドばかりが増えて、自然を親んでもらえる場所が少ないと思います。

渡り鳥、生き物、水生生き物、水生植物等が少なくなっています。

これからの生き物を無くさない為にも、淀川の河川環境を乱す行為の禁止、撤去をお願い致します。

水上バイク、水上スキー、不法耕作、不法占有、不法投棄、野犬、河川敷でのバイク（モトクロス）

特に水上バイク、スキーの走行を渡り鳥の飛来の時期だけでも一日も早く禁止する。

高水敷の切り下げを行い冠水が有る様にし、水生生き物、水生植物の復元。

渡り鳥の採餌、休息地に必要な干潟の保全、復元。

自然生態系の保全、生き物の生息域の拡大、復元。

グラウンドを減らし、元の自然に戻す。

外来種の放流禁止。

上記は、中間まとめにも記してありますが、今すぐにでも対策、禁止をお願い致します。

淀川水系流域委員会の益々のご活躍を願っています。



淀	048	京都府相楽郡加茂町	自治体
---	-----	-----------	-----

淀川部会 中間とりまとめ

( - 2 - 1 1 「治水・防災」)

治水計画について「水害防止から被害軽減へ」との考え方は、「現時点において、水害は完全に防止することは出来ない」という認識のもとでは理解することは出来ませんが、無堤防区間、内水被害等加茂町においては、いまだに水害防止対策ができていない箇所等があり、少なくとも、これらの防止対策が量優先に実施されるべきと考えます。

無堤防区間の解消

加茂町域の堤防は強度の低い砂堤防であり、その補強も必要であると考えますが、堤防がない無堤防地区が存在しております。現在、小谷地区において築堤工事を実施していただいておりますが、更に瓶原地域の河原・西地区の築堤工事を早急に実施していただきたい。この瓶原地域では、現在集落地域整備法を活用した「まちづくり」にとりこんでおり、既存住宅地の拡大も含め住環境の整備計画を進めているところです。

内水対策の推進

木津川は、恭仁大橋から下流は天井川であり、また流入支川も天井川であることから洪水時には、内水被害が頻発しております。加茂町においても中心市街地での区画整理事業、丘陵地での住宅地造成等、種々の開発が行われ、随時流入河川の改修を実施しているところです。

大野地区で流入河川赤田川の改修を計画しており、赤田川樋門の早期の改築工事を実施していただきたい。

( - 2 - 1 5 「利用」)

河川空間の利用については、加茂町が先の意見募集に応募した意見の内容と考え方は一致しており、この「中間とりまとめ」の基本的な考え方を河川整備計画原案に反映されることを望んでおります。

全	049	(財)日本学生航空連盟 関西支部 鷲森 孝信	NPO等
---	-----	------------------------	------

河川空間の利用について

(財)日本学生航空連盟は昭和5年に発足した学生の航空スポーツ団体で、大学の課外活動としてグライダーの飛行訓練を通じ人格の育成と航空文化の振興に取り組んでいます。

全国で62大学、約1,000人の学生が加盟しており、関東支部は埼玉県の利根川河川敷、東海支部は岐阜県の本巣川河川敷、西部支部は熊本県の白川河川敷を占有して滑空場として活用しています。

グライダーは自然界のエネルギーである上昇気流を利用して飛行し、上手く気流をつかめば何時間も滞空し、時には何百キロも飛ぶことができます。上昇気流をつかまえるためには、操縦技術だけではなく自然を理解し、それを味方にする必要があります。グライダーが安全に離着陸を行うためには曳航方法にもよりますが長さ千メートル、幅50メートル程度の平坦な場所が必要です。平地の少ない日本ではこのような場所の確保は大変難しく、グライダー滑空場はほとんどが河川敷にあります。グライダー滑空場は特別な施設を必要とせず、平坦な場所があれば背の高い草を処理するだけで離着陸できます。また滑空場として利用しない期間は自然の広場や親水の場として利用出来るほか、災害発生時には防災拠点として、救援航空機の離着陸場など多目的に河川空間を活用できます。

当連盟関西支部には17大学、約300名が加盟していますが、関西地区には滑空場が無いので東海支部の滑空場や福井空港まで行かなければ活動することができません。長年滑空場候補地を探し続け、ようやく適地を野洲川河川敷に見つけました。当該地は守山市と野洲町の境界に位置し、河川改修により平坦な河川敷がひろがっておりグライダー滑空場として十分な広さがあります。交通のアクセスもよく、週末を利用した活動も可能です。滑空場が開設できれば学生たちと地元航空愛好家の活動拠点として航空スポーツおよび地域の活性化に大きく寄与すると思われます。

当連盟では守山市、野洲町に滑空場の開設を要請しその準備を進めています。若者に夢を与える航空スポーツも日本では河川空間の活用が前提となります。自然環境と共生する航空スポーツの基地『グライダー滑空場』が河川空間の有効利用の一例として受け入れられることを切望しています。

琵琶	050	日本野鳥の会 京都支部 滋賀ブロック 藤井 邦彦	NPO 等
----	-----	--------------------------	-------

琵琶湖部会中間とりまとめ

4 - 4 ( 2 ) 「水面を含めた、湖岸・水辺を適正に利用すること」に関する意見

琵琶湖に流入する河川は棲息している生態系を含めて、琵琶湖に住む多様な生物を育み、固有の生態系を支える県民共有の財産である。ところが近年利用面ではオオグチバス・ブルーギルなどの外来種の違法な放流により、琵琶湖の生態系に大激変をもたらし、身勝手な釣り人や関連業者が蔓延し、コグチバスなど更なる外来種の密放流が行われている。

このように外来種が固有種を駆逐し、また膨大な釣遊具の放置等は県のシンボルであるカイツブリやその他ガン、カモ類、ユリカモメ等に絡み、絶命させ、また湖底内では放置されたプラスチック・ワームの溶解による有毒物質を生じせしめ、まさに琵琶湖は汚染された巨大な釣堀りになろうとしている。

この状況に鑑みて「湖岸植生・魚介類の産卵、成長、分布・水鳥の生態・湖岸侵食・水質、底質、水温」を含めた自然環境、生態系に与える影響に「外来魚の再放流・密放流の禁止」「プラスチック・ワームの使用禁止」「釣り用具等の放置禁止」「釣り禁止区域の指定」などを罰則をもって規制し、併せてこれ以上琵琶湖の水質汚染度を進ませないために、その対策として「水上バイク・プレジャーボート」など、汚染につながる遊具を使った遊び場所として特定の内湖を定めるなどご検討いただきたい。

琵琶	051	滋賀県神崎郡 川南 仁	個人
----	-----	-------------	----

1. 琵琶湖部会
2. 6 ページ
3. 2-2(4)利用面
4. 琵琶湖とそれに注ぐ川の、利用面での問題点として、初めの 5 行のこの記述は、環境が 3 つ目の目的となった河川法の理念からも当然の記述であり、そのとおりだと思う。

1. 琵琶湖部会
2. 11 ページ
3. 3-2(2)計画策定にあたっての留意点の 4 つ目「流域全体・社会全体での対応、社会的な仕組み等を考えること
4. 3 行目の「湖面・川水面・河川敷などの利用における流域コンセンサスの形成」という記述については、「地元の要望があれば湖岸や河川敷に都市公園やグラウンドを造ることができる」というように、自然環境の保全に反することができるかと誤解されかねないので、「湖面・川水面・河川敷などの自然環境を損なうことなく川と人が関わることができる方策を考える機会の提供」などの表現に修正すべきだと思う。

委	052	京都府八幡市 北山 泰三	個人
---	-----	--------------	----

#### 4 - 4 環境 ( 1 ) 水量・水質・水温 清浄で安全な水質の確保

府県、市町村が国の定める法に基づき実施している工場排水、井戸地下水、産業廃棄物浸透水らの水質調査は環境白書にも公表されている。しかし、それらが流入する支流、本流或いは湖沼のデータが少なく、年度ごとの一時的結果であったり、調査地点は代表地点であるため、詳細な視点ではない。項目に関しても、BOD、COD、窒素、リン等水質指標としてあるが、mg/L という小さな単位に隠れていながらも絶対量にすれば相当な量である。逆にいえば大量の流水に希釈されたものであって、発生源付近は浄化機能の過負荷、希釈域では長期的、慢性的な負荷による水質、底質の変化は数字に表れていないのではないか。そこで水質の確保、特に生態系保護の視点から、以下4点を提案する。

##### 水質監視地点

環境負荷物質は河川だけでなく地下浸透水を伝って来る。特に表層からの浸透水は第一帯水層から河川、湖沼に流れ込むケースも考えられる為、調査地点を岸際 1km おきに設定するのが適当ではないか。調査ポイントを増やすことは、人件費、調査分析費用が莫大に掛かるが、サンプリングには住民、市民団体の協力を得て、短期的かつ同時実施可能なスケジュールを組むのはどうだろうか？ 汚染物質の源、特に毒性の強い有害物質が検出される箇所があるとしたら、今後の汚染防止対策、生態系保護に繋がると思う。

##### 水質調査項目

国の定める有害物質のほか、環境ホルモンや不明物質の定性分析を水質、底質に適用し生態系に及ぼす影響の解析を進める必要がある。データ化に加え、写真に底質を収めヘドロの堆積、水生植物等の経時変化を把握する。有害物質だけでなく、例えば中和薬品の過剰流入の有無をイオン濃度測定、水質の状態の指標となる微生物調査等、独自の監視項目を設け、水質変化を把握する。

##### 頻度

費用の掛かることから、年数回としてもいたしかたないが季節変動を踏まえ一時的なものなのか継続しているものか判断するため、データが無駄にならない回数がよい。調査対象項目によって頻度を変えるなどの調整が必要かもしれない。

##### 水質浄化作用の修復、保全

汚濁過負荷域の浄化機能をどうやって回復に導くのか、既に委員会で多数案が挙げられているが、まず局所的に実施してみて、継続的に監視していったらどうか。様々な環境、汚染レベルに応じて対応策が異なるから、浄化機能を後押しするためにゴミやヘドロを回収したり、腐敗域に曝気処理で好気性バクテリアを活性化させたりする方法等、様々なパターンを事前調査から導き出し、実施していったらどうか。水質調査の結果も考慮にいれれば更に参考になると思う。

## その他

琵琶湖に月1、2回南湖に釣行に出かけるが、ここ10年で湖底のヘドロが増えた。魚の釣れる数もかなり減った。水中を泳ぐ小魚の数もあまり見かけない。外来魚が在来種を暴食しているせいだとよくいわれている。私も同感であるが、環境の良いところが少なくなり、産卵場所を奪った外来魚が繁殖しているのだと思う。環境の悪化が生体高密度化を生み弱肉強食の世界に拍車をかけていると個人的には考える。

淀	053	日本野鳥の会大阪支部 支部長 岡本 恭治	NPO 等
---	-----	----------------------	-------

平成14年7月29日

この度、貴委員会が一年にわたる議論の結果まとめられた「中間取りまとめ」はこれまでの河川管理で水質保全、生態系保全等環境的配慮の視点が欠落していたことを指摘し、新しい時代に相応しい整備計画の基本視点を示されたことに敬意を表します。

私ども日本野鳥の会大阪支部も淀川は多くの人々の命を支える水源としてだけでなく、府下で最も重要な野鳥の生息地のひとつとしてとらえ流域の3箇所(牧野、城北から中津、矢倉海岸)毎月1回一般市民参加のもとに定例探鳥会を実施し、野鳥を通して淀川の自然環境を見つめてまいりました。野鳥の生息環境保命の観点から下記事項を今後の河川整備計画に盛り込まれることを要望します。

#### 記

##### 1. カモ類の集団越冬水域における水上バイクの走行の制限

中間まとめにおいて、水上バイクの安全、騒音、水質悪化等の問題が指摘されていますが、毎年秋に10,000羽以上渡米するカモ類の生息にも甚大な悪影響を与えているのが現状です。カモ類の越冬水域における冬季(11月～4月)水上バイクの走行の制限を行うことを明記してください。

##### 2. 干潟の保全と創出

淀川では十三干潟、神崎川河口矢倉干潟が重要なシギチドリ類をはじめとする水鳥の渡来場所となっています。これらの干潟環境の保全と新たな干潟の創出を明記して下さい。

##### 3. アシ原の保全と創出

アシ原は淀川の河川環境の中で、干潟とともに重要な野鳥の生息場所となっています。特に数万羽を越えるツバメのねぐらが3ヶ所(観月橋、鵜殿、豊里)知られています。

しかし、鵜殿のねぐらは第二名神高遠道の橋梁建設の影響が懸念されています。ツバメの集団ねぐらであるアシ原の保全を明記して下さい。

またアシ原はヨシゴイやオオヨシキリなどの繁殖環境として、冬季のチュウヒ、ハイイロチョウビなどの希少な猛禽類の生息地としても重要です。アシ原の保全、創出を明記して下さい。

##### 4. 高水敷の自然の保全と回復

府下の淀川全域が近い将来鳥獣保護区(第9次鳥獣保護事業計画)として指定される予定です。水面、水際の干潟、アシ原、高水敷の草地など河川の多様な環境の保全と創出がますます重要と考えます。河川敷以外で確保可能なグラウンドやゴルフ場の利用制限を行い河川としての特有の自然を回復させ、野鳥をはじめとする多様な生き物たちの生息場所を創出して行くことを明記して下さい。

以上

琵琶	054	滋賀県守山市 永末 博幸	個人
----	-----	--------------	----

淀川流域委員会の「中間とりまとめ」に対する意見

1. 一言意見を申し述べます。申すまでもなく、淀川は我が国を代表する河川です。淀川流域委員会の提言は、我が国の今後の河川整備計画を策定するに当たっての指針となるような極めて重要な役割を持っていると思っています。したがって、その位置づけは淀川流域だけにとどまらず、全国的な河川整備の方向付けを左右するものと思います。その観点からみると、今回提出された「中間とりまとめ」は、特に河川整備のメインテーマとも言える治水と環境との関わりについて内容的に議論が浅いように感じます。とりわけ、琵琶湖部会の「中間とりまとめ」は、現況河川に対する環境上の批判や問題点の指摘が抽象的表現で述べられていますが、治水と環境との調整について深く議論されているようには窥えません。この提言では、従来型の単なる意見の陳述でしかなく、今後の河川整備の方向付けにはならないのではないのでしょうか。
2. それは何故か。「中間とりまとめ」に基づいた河川の姿が具体的に思い描けないからです。河川のあるべき姿とは何でしょう。「中間とりまとめ」が指摘しているように、現況河川には環境上の諸問題を多く抱えており、河川管理者を含む多くの人々は可能な限りこれを解決すべきだと思っています。しかし一方で、地域に住む多くの住民は、洪水もなく渇水もない社会を願っているはずで、治水と利用と環境とは本質的に相容れないものがあります。確かに、従来の河川は治水優先の思想が強く、その結果として環境面での歪みが出ています。といて、その歪みのすべてを解消しようとすれば、今度はまた別の歪みが発生することでしょう。特に、治水と環境との競合での大きな課題は川幅問題です。治水と環境の双方に必要な川幅が何らの制限もなく確保できれば、本来の川らしさを失うことなく治水も利水も環境も満足する河川となっているでしょう。利用可能な土地が絶対的に不足する我が国の実情の中で効果的な河川整備を行うわけです。現実と向かい合い、いろんな制約の下で住民の思いと治水・利水・環境という機能を最大公約数的に満足させるような河川の姿が行政としての究極の目的 - このことにも異論があるでしょう - とするならば、そこには妥協とか、調整といったものが生まれるはずで、これが共生であり、共存ではないのでしょうか。今回の「中間とりまとめ」は、こうした一定の制約下での相反するテーマに対し、どのように取り組み、今後どのように整備していくべきかについての具体的な提言に欠けていると思います。治水の安全確保と環境の保全・回復をどのように調整し妥協して今後の河川整備を図っていくべきかについて深く議論する必要があります。
3. 琵琶湖部会の「中間とりまとめ」は、環境問題に関しては不確実な点が多く、整備途中段階でのモニタリングが必要だと述べています。北湖のような水の冷たい、きれいなところにしか棲めないといわれた冷水魚のアユが南湖に生息していたり、自然の河川にしか産卵しないとされたアユが人工河川では自然河川の3倍も産卵したりしています。それほどに生物は継続する環境に順応し、逞しく、したたかに生きています。過去の戦争をはじめ人間的ミスで生態系が壊滅するのではないかといわれた事象につ



いても、いずれも生物は力強く回復し、生態系は見事に復活しているように見えます。生物は、ある一定の環境下であれば時間と共に、おかれた環境に十分に順応していく強さを持っているように見受けられます。陸封された琵琶湖のアユなど、アユ一般からすれば決して正常ではないかも知れないが、長い歴史と環境の中でそうした今があるものと思います。環境問題がこのように不確実なものであるとするならば、人間の生命や財産を危険に晒してまでも、あるいは人間生活の利便性を大きく損なうことになったとしても、環境問題の理想的な姿、あるべき姿を求めるべきだとするスタンスには疑問があります。環境問題に対する理想的な姿、あるべき姿は姿として、そのことと他の目的や現状を十分に踏まえ、必要に応じてモニタリングによる検証をするなど柔軟で現実的な対応・調整ができないものでしょうか。流域委員会の諸先生方の長年に亘る研究や知見に基づいた実施可能な提言に期待します。

4. 淀川は全国を代表する河川である故に、単に淀川という一河川のことだけではなく全国的な視野に立った河川整備のあり方についても配慮する必要があると思います。「中間とりまとめ」で指摘されている環境問題の多くは、府県が管理する中小河川にも多く見られます。今回、治水対策として提言されている“溢れても壊滅的な被害を起こさない対策”については深く議論する必要があります。淀川のような大川と違って琵琶湖へ流入する河川など比較的中小規模の河川の治水対策は淀川とは違った観点からの議論が必要ではないでしょうか。淀川という限られた極めて重要な区間での考え方だけではなく、全国的な視点でかつ中小河川も考慮した河川整備についても議論していただきたいと思います
5. いま、脱ダム宣言といったことが一人歩きしています。下流河川の環境を保持しつつ破堤を回避する最大の施策は、ダムによる洪水量カットです。治水の安全確保と河川環境の保全との調和が重要になればなるほど、ダムの重要性は益々大きくなるものと思っています。確かに、ダムによって水没する地域の環境は激変します。しかしそのお陰でダム下流のはるか広範囲に亘って環境を変化させることなく治水安全度が確保されるわけで、その効果は計り知れないものがあります。ダムによる水没地域の環境破壊などへの影響と下流河川地域の環境保全への貢献、ダムがない場合の大規模河川改修などによる影響との比較の議論であります。琵琶湖部会の「中間とりまとめ」は、全体的な流れとしてダムに対する考えが偏っているのではないのでしょうか。「中間とりまとめ」が述べているように、「社会情勢の変化に伴って、治水・環境保全等の機能を大きく持たせることを含め、既に存在するダム・貯水池と相互運用する必要がある」との提言に私も賛同します。今後、ダムの運用を含めた幅広い議論が必要だと思えます。
6. 琵琶湖総合開発について一言述べます。「琵琶湖総合開発計画策定当時に現河川法や環境基本法ができていたとしたら、琵琶湖総合開発事業は環境と文化に配慮したものになっていたことは確実であり、琵琶湖とその周辺の姿は現在見られる状況と大きく異なっていたことに疑いはない」と断定していますが、そうでしょうか。琵琶湖総合開発は、言うまでもなく限られた投資規模の中で、しかも関係者合意の上で、治水、利

水、利用、環境などあらゆる目的のために計画され実施された総合施策です。したがって、ある一側面から見れば批判すべきことがあるのは当然です。例えば、湖岸堤が生物の移行帯を遮断したという批判があります。現河川法や環境基本法が当時制定されていたとしたら、湖岸堤は造られなかったでしょうか。湖岸堤は、もちろん湖岸治水や生活道路としての機能を目的としていますが、湖岸堤設置の考え方の一つとして敢えて琵琶湖と背後地を明確に遮断しようとしたことです。それは琵琶湖の歴史において、常水位の低下と共にあるいは埋め立てによって汀線付近が民間によって乱開発された歴史があったからです。このため、湖岸堤の位置は極力汀線付近から後退させ、湖岸堤から汀線までの民地は全買収して公有地化し、湖岸堤から前面の環境を永久保全しようとしたことです。南湖はそれまでの土地利用形態や北湖は保全・南湖は利活用という基本的なスタンスで計画したため埋め立てによる湖岸堤となったが、北湖はそれなりに当初目的を達成したと思っています。ただ、このことが生物の移行帯を遮断したという批判になっているわけですが、これらのすべてを満足する実現可能な方策があったでしょうか。いずれを選択するかの問題ではありますが、琵琶湖総合開発が配慮した環境対策は水質保全対策が大きいけれども決してそればかりではないと思っています。

7. 最後に、この流域委員会における河川管理者の立場は、学識経験者の意見をお伺いするというところに徹しているようですが、もっと積極的に参加し深い議論が出来るようにすべきだと思います。「中間とりまとめ」で指摘されているような“荒廃した河川”は経済的豊かさを獲得するための必要悪として造られたわけですが、治水安全度を低下させることなく河川環境を回復させる手立てはないのでしょうか。琵琶湖部会の「中間とりまとめ」では、例えば琵琶湖の水位管理など行政不信ととれるような記述がそこそこに見受けられますが、河川管理者は流域委員会の各委員と十分に意見交換し議論を深めて、多くの住民が納得できる淀川流域の河川整備計画を策定していただきたいと思います。

以上